

○福岡県警察保護取扱規程の制定について

昭和37年9月3日

／福警防少内訓第11号／福警ら内訓第9号／福警捜三内訓第5号／

本部長

警察官職務執行法（以下「警職法」という。）をはじめ、その他の関係法令に基づく保護等の取扱いの適正化と効率的運用を図るため、福岡県警察本部訓令第10号をもって、福岡県警察保護取扱規程を制定し、昭和37年10月1日から施行することとしたので、下記事項に留意し、保護等の取扱いに誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

保護等の取扱いについては、従来、関係法令によるのほか、「要保護者の取扱いについて」（昭和29年9月11日付規ら発第4号、規捜一発第8号）の例規通達によってその適正な運営に努めてきたところであるが、基本的人権にもかかわる問題でもあるので、これが取扱いの手続、方法等に関する基本的なことがらを取りまとめて規定し、保護等の取扱いの適正を期そうとするものである。

第2 教養の徹底

保護は、警察に課せられた重要な責務であり、その取扱いが適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な事案に直面した場合の判断、及びその現場における取扱いのいかんによるものであるから、この点については、関係法令はもとより、この訓令を全警察官に徹底させるとともに、具体的な事例等によって取扱い要領を体得させるよう配意すること。

第3 運用上特に留意すべき事項

1 心構え（第2条）

保護を要する者であるかどうかの判断は、人権にかかわる問題であるから的確に行わなければならない。

しかしながら従来、泥酔者については、やや易きについていたきらいがないでもないので、保護の要否についての判断は合理的、かつ、客観的に健全な良識を基礎としてこれを行うはもちろん、いやしくも保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護について、誠意をもって当たり人権侵害にわたることのないように配意すること。

2 保護の責任（第3条）

警察署長が保護等の全般についての責任者であることを明示するとともに、保護等の直接責任者である保護主任者には、生活安全部人身安全対策課の分掌事務を所掌する課の長をもって充てることとしその責任の所在を明確にしたものである。

3 保護の着手（第4条）

保護の着手とは、警察官が保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要すると認めた場合において、その者を取りあえず派出所に運び、あるいは警察官ができ

る程度の応急措置や現場における関係者からの事情聴取、家族等の住所の調査又は近隣の家族等に引き渡したりするなど、現場及びこれに直結して行われる必要な措置をとったときをいうものであって警察署その他救護施設等に収容したときをいうのではない。

したがって、保護に着手した場合は、現場において処理解決できないときはもちろん、処理解決できたときであっても直ちに保護主任者にその状況を報告して指揮を受けること。

4 保護の場所についての指示等（第5条）

（1） 保護主任者は、保護を必要とする者の報告を受けたときは、その報告内容を総合的に判断し、その者に最も適当と認める場所等について具体的に指示すること。

（2） 駅舎、民家等、第5条第1項各号に掲げる場所以外において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができること。

（3） 病人、負傷者及び泥酔者等で異常があると認められる者等を保護する場合には、必要により、医師の診断、治療を求める等の措置をとるよう配慮すること。

5 家族等への手配（第6条）

「家族等」とは、被保護者の家族、知人、友人等であって、その者の保護について能力を有する者をいうのである。

6 住所等の確認措置（第7条）

（1） 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、第10条による危険物等の保管の際に行うよう配慮すること。

（2） 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとる」とは、所持するカバン、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等について住所等を認知することであり、これらの措置は警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては、とることができないものであること。

7 危害防止の措置（第9条）

「被保護者の行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するため、通常、被保護者の腕、肩等をおさえるなどの手段をいうのであるが、場合によっては捕じょうあるいは手錠等を使用する以外に制止することができない場合もあり得る。しかしこれらの場合であっても、その手段はあくまで危害を防止して適切に、その者を保護するためにやむを得ず行うものであることを念頭に置き、かつ、それらの手段が直接身体について自由な行動を制限するものであり、特に手錠等は、被疑者に使用されるものであるという一般の観念もあるので、その使用は、真にやむを得ない場合に限るものとし、その必要がなくなったときは、直ちにこれを解くべきものであることに留意すること。また使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないよう配慮するとともに、なるべく衆目に触れないようにすること。

8 危険物等の保管（第10条）

- (1) 危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常の判断能力を欠いているなどやむを得ないと認められるときは、被保護者について危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができること。
- (2) 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」というのは、ポケットに無造作に入れてあるなどの状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項に準じて」とは、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいい、これらはいずれも危険物の保管の際同時に行うものであること。

9 危害予防の特例措置（第12条）

- (1) 警職法第3条第1項第1号及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（以下「酩酊者規制法」という。）第3条第1項に掲げる被保護者であって、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合は、当然に配置された警察官が保護に当たっているから、その警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合、あるいは被保護者が2人以上あるなど危害防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等を使用することは避けること。

警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その保護室にかけがねを使用することは考えないものであること。

- (2) 「かけがね等」というのは、かけがね、とめがね、落しがね等軽易な操作によって使用できるものをいうのであって、南京錠等威圧感を与えたり、鍵を使用しなければあけられないようなものを使用することは不適當であること。

10 異常を発見した場合の措置（第13条）

- (1) 「発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する」というのは、逃亡した者を手配して連れもどすのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のまま、その場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていたなど保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手するものであることに特に注意をすること。

なお、この措置をとることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同視することのないよう配慮すること。

- (2) 前記により再度保護をした場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものとして処理すること。

1 1 保護カードの作成（第20条）

保護カードは、第4条により警察官が要保護者であると認めて、保護に着手した場合、すべての被保護者について作成すること。したがって、保護施設に収容保護した者だけではなく、交番、駐在所等の勤務員が、とりあえず必要な措置等により現場において処理解決したときも保護カードを作成すること。

1 2 児童の一時保護等（第21条）

(1) 児童相談所長の委託を受けて一時保護をした児童、緊急同行をした少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじまない者もあるので、これらについては少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮すること。

(2) 前記(1)を除き、第21条に規定する者については、同行状、収容状等の執行中に一時、保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。

また刑事訴訟法が準用されている同条第5号に規定する者については、留置施設内の居室に収容することも差し支えないこと。

(3) 第21条第1項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならないのであって、その限りにおいて、第13条第2項は準用する余地はないものであること。

1 3 受託（第24条）

保護の委託を受ける際の確認事項についての留意すべき要点は、次のとおりである。

(1) 「看守上特に留意すべき点」については、自傷、自殺等のおそれの有無等

(2) 「負傷の有無及び程度」については、負傷の部位、程度、応急の措置の状況等

(3) 「疾病の状況」については、病名、病状、応急の救護措置状況等

1 4 被保護者と犯罪の捜査等（第26条）

被保護者と被疑者との取扱いを区別し、保護に名を借りて犯罪捜査又は調査をすることのないようにし、被保護者が犯罪者であることが判明するに至った場合も、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしないように規定したものである。

このことは、被保護者が非行少年又は犯罪の被害者であることが判明した場合であっても同様である。

1 5 細則の制定（第28条）

細則には、保護主任者の職務を代行する者の指定、危険物及び所持金品等の保管、保護観護員の勤務要領、指揮監督の方法、非常災害の場合における措置その他必要と認める事項について定めること。